

## 【第1号議案】取締役選任の件

### 株式会社 街づくり山口 定款（抜粋）

#### （取締役及び監査役の選任）

第16条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

#### （取締役及び監査役の任期）

第17条 取締役の任期は就任後2年内の、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時とする。

#### 新取締役（案）

田中 和人（山口市副市長）

[任期]令和4年1月20日～令和5年8月定時株主総会まで

原田 浩司（山口市都市整備部長）

[任期]令和4年1月20日～令和5年8月定時株主総会まで

#### 辞任取締役

伊藤 和貴（前山口市副市長）

※令和3年9月22日付で取締役を辞任

吉村 計広（前山口市都市整備部長）

※令和3年12月31日付で取締役を辞任

## 【第2号議案】 共通駐車サービス券の手数料改定の件

### 《経緯》

事業開始以来、当社は、共通駐車券1枚（100円）につき7%（7円）の事務手数料を徴収し運営してきましたが、令和2年2月回収時から、次のように取り扱っています。

まず、山口井筒屋限定の大口需要者割引を導入し、共通駐車券1枚（100円）を89円で販売し、各駐車場へは86円を支払っています。

また、認証機設置割引により、中市・井筒屋及び中市第2駐車場、米屋町駐車場で発券の駐車券を井筒屋のサービスカウンターへ持参すれば、共通駐車券なしで速やかな処理が可能な方法で大口需要者割引と同様に89円で販売し各駐車場へは87円の支払いとしています。

その後、コロナ感染症拡大の影響もあり、各駐車場においては、経営が厳しさを増す中、老朽化した駐車場の改修問題も顕在化し、共通駐車サービス券の手数料の見直しはできないものかのご要望を承っているところでした。

これを受け、当社は別添資料のとおり、第25期の回収枚数データに基づき手数料引き下げのための期間収入額のシミュレーションを行ってまいりました。

なお、設定条件として①山口井筒屋の大口需要者割引及び認証機設置割引は、実施後2年を経過していないことから今回の見直しの対象から除外する。②共通駐車サービス券取扱い加盟駐車場のうち、加盟後15年を超え長く本事業に貢献いただいた駐車場を対象とする。

（中市第2駐車場、マルシェ中市駐車場、トラストパーク駐車場への支払は、これまでどおり税込みで93円とします。）

こうしたことから、前述の設定条件を基に手数料を一律3円引き下げるとともに、適用については、令和4年2月分（3月回収時）から5年間とし、その後の経済社会情勢を踏まえ、4年経過後、見直しのための検討を図ることとする改定方針を提案するものです。

この結果、改定による減収額は、年間で約110万円となる見込みです。

### 《変更内容》

(1) 一般手数料 7円⇒4円【対象：商店街個店番号1～7、25、38、その他】

【共通駐車サービス券の販売代金】

1枚 100円（税込） 変更はありません。

【共通駐車サービス券の駐車場への支払い代金】

1枚 93円（税込） ⇒ 96円（税込）

(2) 限定手数料 6円⇒3円【対象：商店街個店番号24】 コープこことどうもん

【共通駐車サービス券の販売代金】

1枚 90円（税込） ⇒ 変更はありません。

【共通駐車サービス券の対象駐車場への支払い代金】

1枚 84円（税込） ⇒ 87円（税込）

※ 対象駐車場は、道門駐車場及び山口中央駐車場

(3) 適用 令和4年2月分（3月回収時）から5年間とする。